
第9章 測量に関する法規 学習ガイダンス

1. 学習方法

測量に関する法規としては、測量法及び測量法施行令がある。

測量法は、国若しくは公共団体が費用の全部又は一部を負担して実施する場合の必要な基準を定めるとともに、測量の重複をなくし、測量の正確性の確保等を目的とした法律であり、測量士及び測量士補の資格制度についても測量法で定められている。

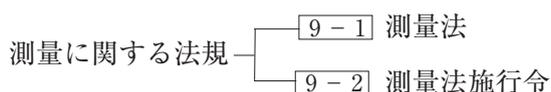
また、測量法施行令は、測量法を実施するための政令であり、この測量法施行令には、測量士試験及び試験科目の範囲等が定められている。

なお、「測量に関する法規」の出題内容としては、同じ条文が繰り返し問われているので、過去問をもとに重点的に学習を進めていくことがよいでしょう。また、測量法第34条による作業規程の準則も測量に関する法規に含まれるので、第1編総則を中心に、目をとおしておいてほしい。

ここでは、測量法と同法施行令に関して、出題として考えられる条文を抜粋してまとめたので活用していただきたい。また、測量法で気をつけなければならないのは、「第39条の準用（手続関係）」部分であるので、間違いのないように、よく理解してほしい。

2. 重要項目の位置づけ

測量に関する法規として、測量法及び測量法施行令を次のように収録した。



9-1

測量法



測量法（抜粋） 最終改正：令和6年6月12日法律第 号

※ 赤字の箇所が今回の改正部分です。

(目的)

第1条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

(他の法律との関係)

第2条 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(測量)

第3条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

(基本測量)

第4条 この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

(公共測量)

第5条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

- 一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量
- 二 基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの
 - イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業
 - ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

(基本測量及び公共測量以外の測量)

第6条 この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は

公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。）をいう。

（測量計画機関）

第7条 この法律において「測量計画機関」とは、前二条に規定する測量を計画する者をいう。測量計画機関が、自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となることができる。

（測量作業機関）

第8条 この法律において「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。

（測量成果及び測量記録）

第9条 この法律において「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

（測量標）

第10条 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、左の各号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、図根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代わりに設置する恒久的な標識（験潮儀及び験潮場を含む。）をいう。

二 一時標識 測標及び標杭をいう。

三 仮設標識 標旗及び仮杭をいう。

2 前項に掲げる測量標の形状は、国土交通省令で定める。

3 基本測量の測量標には、基本測量の測量標であること及び国土地理院の名称を表示しなければならない。

（測量業）

第10条の2 この法律において「測量業」とは、基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。

（測量業者）

第10条の3 この法律において「測量業者」とは、第55条の5第1項の規定による登録を受けて測量業を営む者をいう。

（測量の基準）

第11条 基本測量及び公共測量は、次に掲げる測量の基準に従って行わなければならない。

一 位置は、地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により、直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地心直

交座標で表示することができる。

二 距離及び面積は、第3項に規定する回転楕円体の表面上の値で表示する。

三 測量の原点は、日本経緯度原点及び日本水準原点とする。ただし、離島の測量その他特別の事情がある場合において、国土地理院の長の承認を得たときは、この限りでない。

四 前号の日本経緯度原点及び日本水準原点の地点及び原点数値は、政令で定める。

2 前項第1号の地理学的経緯度は、世界測地系に従つて測定しなければならない。

3 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測定の基準をいう。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

(実施の公示)

第14条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終わつたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(土地の立入及び通知)

第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(障害物の除去)

第16条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するためにやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

第17条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第18条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施する場合において、仮設標識を設置するために必要があるときは、あらかじめ占有者に通知して、土地、樹木、又は工作物を一時使用することができる。但し、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しないものとする。

(土地の収用又は使用)

第19条 政府は、基本測量を実施するために、必要があるときは、土地、建物、樹木若しくは工作物を収用し、又は使用することができる。

2 前項の規定による収用又は使用に関しては、土地収用法を適用する。

(損失補償)

第20条 第16条から第18条までの規定による植物、垣若しくはさく等の伐除又は土地、樹木若しくは工作物の一時使用により、損失を受けた者がある場合においては、政府は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(2 省略)

(永久標識及び一時標識に関する通知)

第21条 国土地理院の長は、基本測量において永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長（特別区の区長を含む。次項及び第37条第2項において同じ。）に通知しなければならない。

3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第22条 何人も、国土地理院の長の承諾を得ないで、基本測量の測量標を移転し、汚

損し、その他その効用を害する行為をしてはならない。

(永久標識及び一時標識の移転，撤去及び廃棄)

第 23 条 国土地理院の長は、基本測量の永久標識又は一時標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 第 21 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(測量標の移転の請求)

第 24 条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求（国又は都道府県が行うものを除く。）は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。

3 国土地理院の長は、第 1 項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

第 25 条 国土地理院の長は、基本測量の仮設標識の移転の請求があった場合において、その請求に理由があると認めるときは、当該仮設標識を移転しなければならない。

(測量標の使用)

第 26 条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

(測量成果の公表及び保管)

第 27 条 国土交通大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

2 国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならない。

(3 項省略)

(測量成果の公開)

第28条 何人も、国土地理院の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる請求をすることができる。

一 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面

二 次に掲げる電磁的記録を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面をもつて作成されているときは、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記録した電磁的記録

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(測量成果の使用)

第30条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（2、3及び4項省略）

(公共測量の基準)

第32条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程)

第33条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公共測量は、前項の承認を得た作業規程に基づいて実施しなければならない。

(作業規程の準則)

第34条 国土交通大臣は、作業規程の準則を定めることができる。

(計画書についての助言)

第 36 条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した計画書を提出して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。その計画書を変更しようとするときも、同様とする。

一 目的、地域及び期間

二 精度及び方法

(公共測量の表示等)

第 37 条 公共測量を実施する者は、当該測量において設置する測量標に、公共測量の測量標であること及び測量計画機関の名称を表示しなければならない。

2 公共測量を実施する者は、関係市町村長に対して当該測量を実施するために必要な情報の提供を求めることができる。

3 測量計画機関は、公共測量において永久標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

4 測量計画機関は、自ら実施した公共測量の永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

(基本測量に関する規定の準用)

第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(測量成果の提出)

第 40 条 測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。

2 省略

(測量成果の審査)

第 41 条 国土地理院の長は、前条の規定により測量成果の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを審査して、測量計画機関にその結果を通知しなければならない。

2 国土地理院の長は、前項の規定による審査の結果当該測量成果が十分な精度を有す

ると認める場合においては、測量の精度に関し意見を附して、その測量の種類、実施の時期及び地域並びに測量計画機関及び測量作業機関の名称を公表しなければならない。

(測量成果の写しの保管及び閲覧)

第42条 国土地理院の長は、第40条第1項の測量成果の写し及び同条第2項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

2 第28条の規定は、前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しについての書面の交付の請求又は電磁的記録の提供の請求について準用する。

3 測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管並びに当該測量成果に係る次条又は第44条第1項の承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができる。

(測量成果の使用)

第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

(3, 4項省略)

(届出等)

第46条 基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(2, 3項省略)

(測量士及び測量士補)

第48条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

2 測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第49条 次条又は第51条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 測量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。

(測量士となる資格)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

- 一 大学（短期大学を除く。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号及び次条第一号において単に「大学」という。）において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号及び次条第二号において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。）で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 測量に関する専門の養成施設であつて第51条の2から第51条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し2年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第51条の2から第51条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者
- 五 国土地理院の長が行う測量士試験に合格した者
- 六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

(測量士補となる資格)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者
- 三 前条第3号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 国土地理院の長が行う測量士補試験に合格した者
- 五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

(登録の消除)

第52条 国土地理院の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

- 一 死亡したとき。
- 二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。

三 測量士又は測量士補となる資格を有しないことが判明したとき。

(試験手数料)

第53条 第50条第5号の測量士試験又は第51条第4号の測量士補試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(国土交通省令への委任)

第54条 この法律に定めるものを除くほか、測量士又は測量士補の登録に関して必要な手続及び測量士又は測量士補の試験科目その他試験に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

(測量業者の登録及び登録の有効期間)

第55条 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録を受けようとする者が次条第1項の規定による申請をした場合において、第1項の登録の有効期間の満了の日までに、第55条の5第1項の規定による登録又は第55条の6第1項の規定による登録の拒否の処分がなされないときは、それらの処分があるまでは、第2項の規定にかかわらず、第1項の登録は、なお効力を有するものとみなす。

(測量士の設置)

第55条の13 測量業者は、その営業所ごとに測量士を1人以上置かなければならない。

2 前項の規定は、測量業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が測量士であるときは、その者が自ら主として業務を行なう営業所については、適用しない。

(業務処理の原則)

第56条 測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に測量成果の正確性の確保に努めなければならない。

(一括下請負の禁止)

第56条の2 測量業者は、いかなる方法をもつてするかを問わず、その請け負った測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者から当該他の測量業者の請け負った測量を一括して請け負ってはならない。

2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(標識の掲示)

第 56 条の 5 測量業者は、その店舗ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

(国土交通大臣の助言)

第 56 条の 6 測量業者は、その業務の改善又は測量技術の向上のために必要があるときは、国土交通大臣に対して、必要な助言を求めることができる。

第 61 条 第 22 条 (第 39 条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 61 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 55 条の 14 の規定に違反して登録を受けないで測量業を営んだ者
- 二 第 57 条第 2 項の規定による営業の停止の処分に違反して測量業を営んだ者
- 三 不正の手段により第 55 条の 5 第 1 項の規定による登録を受けた者

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 基本測量若しくは公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、真実に反するものたらしめる行為をした者
- 二 第 48 条第 1 項の規定に違反した者

(三 省略)